

【簡裁訴訟代理等関係業務について】

簡裁訴訟代理等関係業務の手続き費用は、(1) 報酬、(2) 実費、(3) 消費税を合計した額になります。

$$\boxed{\text{手続き費用}} = \boxed{\text{(1) 報酬}} + \boxed{\text{(2) 実費}} + \boxed{\text{(3) 消費税}}$$

当事務所では、(1) 報酬 について、①着手金、②報酬金、③日当・旅費、という体系をとらせて頂いています。

- ① 着手金は、事件を依頼した段階で支払うもので、事件の結果に関係なく、つまり不成功に終わっても返還されません。報酬金の内金でもいわゆる手付でもありません。ファイトマネー。
- ② 報酬金は、報酬金というのは事件が成功に終わった場合、事件終了の段階で支払うものです。成功というのは一部成功の場合も含まれ、その度合いに応じて支払いますが、まったく不成功（裁判でいえば全面敗訴）の場合は支払う必要はありません。
- ③ 日当・旅費は、事件処理のための出張に対する報酬。

それぞれの基準報酬額等を『矢部司法書士事務所報酬基準額表』に掲載しています。

(2) 実費は、①訴訟の手数料（収入印紙）、②予納郵券（切手代）、③予納金・保証金、④手数料（証拠書類、添付書類たる評価証明書、登記事項証明書、住民票、戸籍謄本等の交付手数料）、⑤電車代等の交通費実費等があります。

(3) 消費税は、皆様もご存知の税金です。(1) 報酬の5%をお預かりしています。

	内 訳	内 容	備 考
費 用	報 酬	着手金	事件を依頼する段階で手続きを進めるために支払う報酬。
		報酬金	事件が成功に終わった場合、事件終了の段階で支払う報酬。
		日当・旅費等	事件処理に必要な出張料。
	実 費	収入印紙代	訴状等に貼付して収める手数料。
		予納郵券代	郵送費用を予め裁判所に納める。
		予納金・保証金	裁判所へ費用、担保として納める
		その他の費用	添付書類、証拠書類取得手数料（市役所等）郵送実費、電車代等。
	消費税	消費税	報酬×5/100